

毎週火、金曜日発行（但休日相当日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆規則 ◆告示

目次

- 技能労務職員就業規則
- 保険医療機関及び保険薬局の指定保険医及び保険薬剤師の登録
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 計量器定期検査の実施
- 牛のブルセル病及び結核病の検査
- 土地改良事業の認可申請
- 土地改良区役員の新任及び就任
- 土地改良区の定款変更
- 選管告示 政党、協会その他の団体の収支報告書要旨の公表
- 教委告示 昭和三十三年度県立学校児童生徒の卒業式
- 定例教育委員会の招集
- 公告 橋名の変更
- 職業訓練所訓練生の募集
- 准看護婦試験
- ◆正誤 昭和三十四年二月二十四日付鳥取県公報中
訂正

規 則

技能労務職員就業規則をここに公布する。

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

技能労務職員就業規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基づき、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号）第一条第二項に規定する技能労務職員（以下「職員」という。）の就業条件等について、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条の規定により適用されることとなる地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の規定並びにこれらの法律に

基く条例規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 職員(守衛を除く。)の勤務時間は、職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)及び職員の勤務時間に関する規則(昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号)並びに勤務時間等に関する訓令等の定めるところによる。

2 守衛の勤務時間等は、別に定めるところによる。

(旅費)

第三条 職員及びその扶食親族又は遺族に対し支給する旅費については、職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)、職員等の旅費の特例に関する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第十四号)及び職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)等の定めるところによる。

(衛生管理等)

第四条 職員の衛生管理及び表彰並びに職員に対する被服等の貸与については、別に定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、職員の就業条件等について必要な事項は、甲類附属機関の長又は地方機関の長において別に定め、知事の承認を受けなければならぬ。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指定の記号番号	指 定 年 月 日
俵 齒科 医 院	鳥取市片原町二丁目三	取 齒 三七	昭和三十四年二月一日
岸 田 齒科 医 院	倉吉市明治町一〇二七ノ三	倉 齒 二一	昭和三十四年二月一日
小 谷 薬 品(株)	鳥取市吉方町一五八ノ二	取 薬 二三	昭和三十四年二月一日
谷 岡 薬 局	鳥取市東品治町一一四ノ七	取 薬 二四	昭和三十四年二月一日

鳥取県告示第百号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師を登録した。

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号番号	登 録 年 月 日
岸 田 和 実	倉吉市明治町一〇二七ノ三	鳥 齒 一一九	昭和三十四年二月一日
谷 岡 尚 宏	鳥取市東品治町一一四ノ一	鳥 薬 一一四	昭和三十四年二月一日

鳥取県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、日置谷土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	山本寿延	気高郡青谷町大字奥崎
滝	石田時夫	蔵内
谷口保男	武信	大坪
中島喜美穂	喜美穂	養郷
中尾源蔵	源蔵	善田
木村英孝	英孝	養郷
嶋本英孝	英孝	善田
田中紋蔵	紋蔵	善田
山根秀雄	秀雄	大坪
大口善一	善一	奥崎

就任した役員の名及び住所

青木忠重	大坪	"
谷口榎夫	奥崎	"
田中守隆	大坪	"
滝下武夫	蔵内	"
山下光男	大坪	"
村尾永一	善田	"
谷口政信	蔵内	"
島尾政美	奥崎	"
前家喬二	"	"
赤穂義夫	養郷	"
片岡徳太郎	蔵内	"
山根知二	大坪	"
中村林蔵	奥崎	"
北島節	養郷	"
理事	山本寿延	気高郡青谷町大字奥崎
石田時夫	蔵内	"
田中紋蔵	善田	"

鳥取県告示第百二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、八頭郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十四年三月三日

滝下武失	蔵内
滝武信	上善田
中尾源蔵	奥崎
谷口榎夫	"
前家喬二	"
嶋本英孝	養郷
山下光男	大坪
谷口保男	"
山根秀雄	"
村尾永一	上善田
中島喜美穂	養郷
田中守隆	"

赤穂義夫	奥崎
大口善一	蔵内
谷口政信	"
野崎秀雄	養郷
青木忠重	大坪
島尾政美	奥崎
片岡徳太郎	蔵内
山根知二	大坪
中村林蔵	奥崎
北島節	養郷

昭和三十三年十一月三日臨時総会において総選挙の結果
当選し、十一月三日就任、任期二年。

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査区域	検査場所
三月九日 午前九時三十分から 午後三時まで	八頭郡若桜町	若桜町役場池田支所
十日		若桜小学校
十一日	丹比村	丹比小学校
十二日	八頭村	八東小学校
十三日		安部小学校
十六日	船岡町	隼小学校
十七日		旧大伊村役場
十八日		般岡小学校
十九日	郡家町	大御門公民館
二十日		国中公民館
二十三日		上私都小学校
二十四日		中私都小学校
二十五日		下私都小学校
二十六日		郡家公会堂

鳥取県告示第百三十三号

備考 計量法第百四十二条ただし書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十四年三月九日から四月八日までとする。

次のように牛のブルセラ病及び結核病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核及びブルセラ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

別表

実施日期	検査区域	検査場所
三月九日	八頭郡用瀬町	安蔵家畜検査場
三月十二日	社地区	鷹狩家畜検査場
三月十三日	佐治村	古市家畜検査場
用瀬町	用瀬地区	別府家畜検査場

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

十一日	十四日	河原町	国英地区	釜口家畜検査場
十三日	十六日	郡家町	下私都地区	山手家畜検査場
十四日	十七日	河原町	散岐地区	大坪家畜検査場
十六日	十九日	河原町	河原地区	郡家農業協同組合
十七日	二十日	若桜町	若桜地区	佐貫家畜検査場
二十日	二十三日	丹比村	安部地区	河原家畜検査場
二十三日	二十六日	船岡町	船岡地区	若桜家畜検査場
二十四日	二十七日	郡家町	大御門地区	北山家畜検査場
二十五日	二十八日	智頭町	山形地区	新興寺家畜検査場
二十七日	三十日	智頭町	智頭地区	船岡農業協同組合
		智頭町	山里地区	市谷家畜検査場
		智頭町	智頭地区	万代寺家畜検査場
				船岡家畜検査場
				芦津家畜検査場
				尾見家畜検査場
				智頭家畜検査場

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第二項の規定により、岩美郡国府町から土地改良事業施行の認可申請があつたので、当該土地改良事業（索道）計画につき、審査した結果、これを適当と認めたとす。

ので、同法同条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。
昭和三十四年三月三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一、縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 二、縦覧の期間
昭和三十四年三月三日から同年三月二十二日まで
の二十日間とする。
- 四、縦覧に供する場所
岩美郡国府町役場

鳥取県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、大灘土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。
昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及住所
理事 安 藤 庸 喜 倉吉市穴沢五六番地
" 瀬 尾 健 藏 八六番地
" 山 根 永 久 倉吉市北面一七一番地

就任した役員の名及住所

理事 安 藤 庸 喜 倉吉市穴沢五六番地
樋 口 泰 藏 " 七九番二地
" 山 根 永 久 倉吉市北面一七一番地
" 石 川 国 平 " 尾原三〇七番地
" 石 田 才 一 " 別所四八九番地
" 石 田 才 一 " 別所四九一併
" 有 吉 勇 吉 東伯郡大栄町大字穂波二
" 有 吉 勇 吉 八九番地
" 松 本 定 市 " 二八四番地
" 松 本 定 市 " 二八一番地
" 沢 山 長 太郎 東伯郡大栄町大字原一、
〇七五番地

昭和三十四年一月十二日臨時総会において総選挙の結果
当選し、一月十六日就任、任期二年。

鳥取県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
第二項の規定により、上砂見土地改良区の定款変更は、
昭和三十四年二月二十七日認可した。

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協
会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要
旨は、次のとおりである。

昭和三十四年三月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

政党、協会その他の団体の収支に
関する報告書要旨
一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用す
る第十八条の規定による報告書
二期 間 昭和三十三年七月一日から
昭和三十三年十二月三十一日まで
三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額		一件千円以 上の寄附		一件五百円 以上の寄附		支出の 総額		一件千円以上 の支出		一件五百円 以上の支出		報告書受 理年月日
	数 件	円	数 件	円	数 件	円	数 件	円	数 件	円	数 件	円	
機関車政治連盟米子支部	1	2,444,014	1	2,444,014	1	71,000,000	1	1,401,588	1	1,541,308	1	1,541,308	昭和 三三、二、二六
自由民主党鳥取支部連合 会	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
自由民主党本庄支部	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
自由民主党岩井支部	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
鳥取県振興協議会	1	2,039,455	1	2,039,455	1	51,000,000	1	1,071,711	1	2,143,422	1	2,143,422	昭和 三三、二、二六
鳥取県会自由民主党	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
鳥取県東部徳安後援会	1	400,000	1	400,000	1	10,000,000	1	389,955	1	3,390,000	1	3,390,000	昭和 三三、二、二六
鳥取県西部地区青年協議 会	1	400,000	1	400,000	1	10,000,000	1	389,955	1	3,390,000	1	3,390,000	昭和 三三、二、二六
鳥取県医師連盟	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
鳥取県徳安後援会	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
鳥取農政同志会	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
東部建友会	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
直道会	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六
日本社会党鳥取支部連合 会	1	1,561,000	1	1,561,000	1	41,000,000	1	1,050,711	1	2,015,711	1	2,015,711	昭和 三三、二、二六

鳥取県会 自由民主党	一〇、一一〇	四	広	告	費
鳥取県東部徳安後援会	九、五〇〇	二	雑	費	
	一、五〇五、〇〇〇	四七	交	付	金
	二三五、八五一	一六	機	関紙出版	費
	五六、三一〇	二	会	議	費
	四、八〇〇	一	消	耗品	費
	五、二八〇	一	通	信	費
	六、〇〇〇	一	給	与	費
	一〇、〇〇〇	一	給	与	費
	一六、〇〇〇	二	通	信	費
	三、四〇〇	一	印	刷	費
	二、〇四〇	一	備	品	費
	二、〇二五	一	消	耗品	費
	三〇、〇〇〇	一	雜	費	
鳥取県徳安後援会	六、三五五	一	通	信	費
鳥取農政同志会	四、〇〇〇	二	印	刷	費
鳥取農政同志会	六九、五〇〇	六	給	与	費

鳥取県教育委員会告示第七号

昭和三十三年度県立学校児童生徒卒業式を次のとおり行う。

昭和三十四年三月三日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十三年度県立学校児童生徒卒業式日程

学 校 名	日	時	場 所
鳥取東高等学校	昭和三十四年三月十日	午前十時	鳥取市立川町五丁目一一〇
鳥取西高等学校	"	"	鳥取市東町二
鳥取工業高等学校	"	"	鳥取市立川町五丁目三二〇
鳥取農業高等学校	"	"	鳥取市湖山一二五八
岩美農業高等学校	"	"	岩美郡岩美町浦富七〇八
八頭高等学校	"	"	八頭郡家町久能寺七二五
智頭農林高等学校	"	"	八頭郡智頭町智頭七二一の一
青谷高等学校	"	午前十時三十分	気高郡青谷町北浜二九一
倉吉東高等学校	"	午前十時	倉吉市堺町二丁目二〇一
倉吉西高等学校	"	"	倉吉余戸谷町三〇五八

倉吉農業高等学校	"	"	"
河北農業高等学校	"	"	"
由良育英高等学校	"	"	"
養良農業高等学校	"	"	"
米子東高等学校	"	"	"
米子西高等学校	"	"	"
米子南高等学校	"	"	"
米子工業高等学校	"	"	"
境高等学校	"	"	"
境水産高等学校	"	"	"
法勝寺農業高等学校	"	"	"
根雨高等学校	"	"	"
日野産業高等学校	"	"	"
東伯実業高等学校	"	"	"
日野実業高等学校伯南校舎	"	"	"
高宮校舎	"	"	"
溝口校舎	"	"	"

"	昭和三十三年六月六日	午前十一時	"
"	昭和三十三年三月七日	"	"
"	昭和三十三年三月九日	午前十時	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	昭和三十四年三月十日	午前十時	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	午前十一時	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"

倉吉市大谷一六六
倉吉市上井町四三〇
東伯郡由良町由良宿一六〇八
西伯郡淀江町今津二八六
米子市勝田町三〇七
米子市錦町一丁目一〇三
米子市長砂町一八八
米子市博労町四丁目二二〇
境港市東本町二
境港市山中二〇六四
西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内
日野郡根雨町中租三三八の一
日野郡黒坂町黒坂紺屋田一一一〇の一
東伯郡赤碕町赤碕一九五七
日野郡伯南町矢戸
日野郡高宮村阿毘縁
日野郡溝口町溝口

江府校舎	"	三月十日	"
鳥取ろう学校	"	三月二十四日	"
鳥取盲学校	"	三月二十日	"

日野郡江府町
鳥取市立川町五丁目
鳥取市立川町五丁目

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年三月三日
鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一日時 昭和三十四年三月七日 午後一時
- 二場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三議題
 - 一 年度末教職員人事異動方針について
 - 二 昭和三十三年度県立学校児童、生徒卒業式の告辞について

公 告

橋名の変更について

県道若桜船岡線、八頭郡船岡町大字郡家地内の見槻川に架設の見槻大橋は、橋名を「はつみ準郡家橋じゅんぐんけいけい」に変更した。

昭和三十四年三月三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職業訓練所訓練生を次の要項により募集する。
昭和三十四年三月三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年度鳥取県職業訓練所訓練生募集要項
一、職種別募集人員

倉吉	米子	鳥取	訓練所名	訓練職種	募集人員	訓練期間	所在地
木内 燃機 関整 備工	木 建 築 大 工	機 械 工	鳥取	自動車整備工	五〇	一年	鳥取市富安
三〇	三〇	三五		洋服工	三〇	"	
三〇	三〇	三〇		洋裁工	三〇	"	
三〇	三〇	三〇		自動車整備工	三〇	"	
三〇	三〇	三〇		経理事務員	三〇	"	
三〇	三〇	三〇		自動車整備工(夜間)	三〇	"	
倉吉市 駄経寺	米子市 東福原						

二 出願手続
入所願書を当該職業訓練所又はも寄りの公共職業安定所に提出のこと。(用紙は各職業訓練所に準備。)ただし、新規学校卒業者は、なるべく学校を通じて申込むこと。

三 出願期限
昭和三十四年三月十六日

四 出願資格
義務教育終了者で、将来習得技能を活用できる業務に就職を希望するもの(年令、性別を問わない。)ただし、経理事務員は、新制高校卒業程度の学力を有することが望ましい。

五 選考方法
各訓練職種とも簡単な筆記試験及び面接試験を行う。

六 備考

一 試験場所
学科 鳥取市東町 鳥取県立西高等学校第一校舎
実地 鳥取市吉方 鳥取県立高等看護学院

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十四年三月三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

(1) 授業料不要
(2) 訓練用工具無料貸与
(3) 通学運賃割引証の交付
(4) 失業保険金受給資格の継続
(5) 宿泊施設あり

公 告

二 試験日時

学科 昭和三十四年三月二十六日 午前九時から
実地 昭和三十四年三月二十七日 午前九時から

三 試験科目

- 解剖生理
- 細菌及び消毒法
- 個人衛生
- 薬理概論
- 一般看護法（理論及び実地）
- 看護史及び看護倫理
- 看護の原理及び実地
- 内科疾患及び看護法
- 外科疾患及び看護法
- 小児科及び看護法
- 産婦人科疾患及び看護法
- 精神科疾患及び看護法
- 眼科、歯科及び耳鼻いんこう科疾患
- 皮膚泌尿器科疾患

理學療法

四 受験資格

- 1 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
- 2 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者
- 3 保健婦助産婦看護婦法第二十一条第一号、第二号及び第四号に該当する者
- 4 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち保健婦助産婦看護婦法第二十一条第四号に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたる者
- 5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内にあつて昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で当該地域内において引き続き三年以上保健

五 試験方法

婦助産婦看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を行つていた者のうち、准看護婦試験の当日において満十七年以上の者で保健婦助産婦看護婦法第二十二條に規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者であると知事が認めた者

学科試験及び実地試験とする。

受験願書の提出期限

昭和三十四年三月二十三日までとし、期限経過後の願書は受理しない。ただし、郵送の場合は三月二十三日付の消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取市東町 鳥取県厚生労働部衛生課

八 受験手数料

受験手数料四百円（郵送の場合は、必ず書留とすること。）ただし、県外から受験しようとするときは、現金又は普通為替で送付すること。既納の手

料は返還しない。

九 提出書類

- 1 受験願書（様式一）
- 2 履歴書（様式二）
- 3 写真（手札型とし、出願前六月以内に正面で撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 4 (イ)四の1、2、3に該当する者は、修業証明書又は卒業証明書
(ロ)四の4に該当する者は、外国の看護婦学校修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
- 5 四の5に該当する者は次に掲げる証明書
(イ)被証明者の上司若しくはこれに準ずる者で責任ある地位についていた者（たとえば政府顧問、重顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等）

の証明書又は被証明者が業務に従事していた病

様式 一

証紙

准看護婦試験受験願

住本籍

氏ふりがな名

年月日生

昭和 年 月 日 施行の准看護婦試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します

昭和 年 月 日

右氏名 ㊦

鳥取県知事 殿

「備考」

用紙は日本標準規格B5とし、墨又はインキで記載すること。

様式 二

履歴書

住本籍

氏ふりがな名

年月日生

学歴
職歴
賞罰

右のとおり相違ありません

昭和三十四年

月 日

右氏名 ㊦

「備考」

用紙は日本標準規格B5とし、墨又はインキで記載すること。

正誤

昭和三十四年二月二十四日付鳥取県公報中次の箇所
誤りがあつたので訂正する。
公告、理容師実地習練指導者講習の所定単位の取得者
中次の番号及び氏名を削る。

- 一 水 師 三 郎
- 二 前 田 忠 志
- 三 湯 本 正 啓
- 四 小 林 篤 二
- 五 井 口 美 佐 子
- 六 中 井 美 博
- 一七九 上 田 頼 治
- 一八一 森 吉 真 弓